

令和 8 年 2 月 4 日  
 障 害 福 祉 部  
 障 害 保 健 福 祉 課

## 障害児補装具相談事業の本格実施について

### 1 主旨

令和 7 年 9 月 2 日の福祉保健常任委員会で報告した世田谷区立保健センター（以下「保健センター」という）における「障害児補装具相談事業の試行実施」について、10 月からの試行実施の状況と、4 月からの本格実施の内容をまとめたので報告する。

### 2 試行実施の状況

#### （1）期間

令和 7 年 10 月から令和 8 年 3 月まで（報告内容は令和 8 年 1 月までの実績）

#### （2）人数

8 名（うち 1 名は X 線撮影あり）

#### （3）来所回数

のべ 14 回（相談、仮合わせ、本合わせ等含む）

#### （4）補装具の種類

補装具の種別	件数	備考
下肢装具	5 件	
車椅子	3 件	下肢装具との重複 1 件あり
姿勢保持装置	1 件	
インソール	2 件	車椅子との重複 2 件あり

#### （5）試行実施の評価・検証

- 保護者からは、相談場所までの移動の負担が軽減されたことやこれまでに比べて相談から完成までにかかる期間が短縮されたとの声があり、利用者の利便性向上につながった。
- 意見書作成においても、必要に応じて X 線撮影をすることにより本人に適切な補装具の仕様を検討することができた。
- 保健センターの保健医療部門と福祉部門が連携することで、より質の高いサービス提供の可能性が拡がった。

### 3 令和 8 年 4 月からの本格実施の内容

#### （1）対象者

18 歳未満の身体障害者手帳所持者

#### （2）対象品目

下肢装具、車椅子、歩行器、姿勢保持装置、インソール（足底板）

#### （3）内容

- 専門医による相談（月 2 回：第 1 ・第 3 火曜日午後を予定）
- 理学療法士や作業療法士による車椅子調整などの相談（随時）
- 補装具費の支給決定に必要な専門医による意見書の作成

#### （4）相談件数

- 相談日 1 日あたり最大 8 名（新規相談は最大 3 名）

・令和8年度は、令和6年度における障害児補装具の年間支給決定者数（約160名）の約4割にあたる年間70名程度の受入れを予定する。

(5) 費用負担

相談や仮合わせ等に係る区民負担は無料

(6) 必要経費

3,519千円（令和8年度指定管理料として）

【主な内訳】

専門医報償費・意見書作成料	1,506千円
物品リース料等	1,225千円
X線撮影料	720千円
消耗品費等	68千円

(7) その他

本格実施以降、発達の遅れなど身体障害者手帳を所持していない子どもの相談ニーズも想定されることから、対象者・対象品目の拡大を検討する。

4 今後のスケジュール（予定）

令和8年 4月～ 障害児補装具相談事業開始

区及び保健センターのホームページ等による事業周知開始